

国地契第110号  
国官技第297号  
国営計第123号  
平成25年3月26日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長  
企 画 部 長  
営 繕 部 長 あて

大 臣 官 房  
地 方 課 長  
技 術 調 査 課 長  
官 庁 営 繕 部 計 画 課 長

「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」  
等の一部改正について

今般、総合評価落札方式の運用については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）により行うこととされたところである。

これを踏まえ、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発32号、建設省技調発第147号、建設省営契発第132号）等の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

1. 「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発32号、建設省技調発第147号、建設省営契発第132号）の一部改正本文中「なお、本手続により総合評価落札方式を実施する場合には、事前に本省担当課と協議されたい。」を削る。

記4(3)中「施工計画書」を「施工計画等に関する書類」に改める。

記5及び記6中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

記11(1)③中「通知すること。」及び同(2)③中「行うことができるものとすること。」の下に「(技術提案等の採否の通知をする場合)」を加える。

別紙中「総合評価方式」を「総合評価落札方式」に改める。

2. 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」  
(平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号) の一部改正

記1. (1)中「(以下「手続き通達」という。)」を削る。

記3. (2)後段を削る。

3. 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号) の一部改正

本文はじめに中「なお、本ガイドラインに記載している評価項目の設定例等については、あくまでも一般的な例として記載しているものであり、個々の工事における評価項目の設定等に当たっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行われたい。」を「また、総合評価落札方式に関しては、本ガイドラインのほか、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(以下「総合評価ガイドライン」という。)も併せて参照されたい。」に改め、「総合評価落札方式の実施手順についての検討を進め」、「とともに、改訂の」及び「さらに、「技術提案の改善」(法第13条)、「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」(法第14条)等については実際の実施状況を踏まえ、適宜改訂を図る予定であるので、申し添える。」を削る。

目次を次のように改める。

- 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用
  - 1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ
  - 1-2 入札方式の選定
  - 1-3 契約図書を作成
- 2 技術的能力の審査の実施
  - 2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査
  - 2-2 個別工事に際しての技術審査
- 3 企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施
- 4 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 5 発注関係事務の環境整備(データベースの活用)
- 6 国土交通省による発注者の支援

1-1 中「今後、図 1-1 のように行われていくことが期待されている。」を「総合評価ガイドライン 2-1-2 図 2-1 を参照して行う。」に、同②中「簡易な施工計画の提出を求め、」を「施工計画又は技術提案の適切性等について」に改め、同③を次のように改める。

③総合評価落札方式における企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価

総合評価落札方式は、

イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価を行う。総合評価落札方式の適用に当たっては、工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、技術提案評価型又は施工能力評価型のいずれかの方式を選択する。

なお、総合評価落札方式のタイプ選定については、総合評価ガイドライン 2-1 を参照して実施するものとする。

1-1 ④中「技術提案」を「企業・技術者の能力等及び技術提案」に改め、図 1-1 を削る。

1-2 中「総合評価方式」を「総合評価落札方式」に改め、〔参考〕、図〔二段階選抜方式のイメージ〕及び図〔二封筒方式のイメージ〕を削る。

1-3 中「総合評価方式」を「総合評価落札方式」に改める。

2-1 中「工事請負業者選定事務処理要領。以下 2-1 において「選定要領」という。）を「「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号。以下 2-1 において「選定要領」という。）」に改め、同①及び同②を次のように改める。

①経営事項評価（共通）（点数）

経営事項審査のデータを活用して、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 79 号。以下「算定要領」という。）第 3 又は第 3 の 2 に基づき経営事項評価点数を算定する。

②技術評価（特別）点数

過去 4 年間の直轄の工事種別ごとの工事実績等から、算定要領第 4 に基づ

き技術評価（特別）点数を算定する。

2-2（1）中「同種・類似工事の経験」を「同種工事の施工実績」に改め、「簡易な」を削り、表2-1中「簡易な」を削り、「過去10年間」を「過去15年間」に、「同種・類似工事」を「同種工事」に、「施工経験」を「施工実績」に改める。

2-2（2）中「同種・類似工事」を「同種工事」に、「施工経験」を「施工実績」に改め、同（3）中「同種・類似工事の経験等」を「同種工事の施工実績等」に改め、「〔参考5〕に設定例を示す。」を削る。

3を次のように改める。

### 3 企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施

基本方針第2の3に規定する技術提案の審査・評価の実施に関しては、総合評価ガイドライン2. から5. までを参照して実施するものとする。

3-1から3-6までを削る。

4を次のように定める。

### 4 中立かつ公正な審査・評価の確保

基本方針第2の4に規定する中立かつ公正な審査・評価の確保に関しては、総合評価ガイドライン4-1、4-3及び4-4を参照して実施するものとする。

4-1から4-3までを削る。

5中「財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センター」を「一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人建設業技術者センター」に改める。

参考及び参考資料編を削る。

## 4. 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）の一部改正

記1.（1）中「試行することとする」の下に「ほか、技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、全て試行の対象とする」を加える。

記2. 中「〔国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン』（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）の別添）第3章」を「〔国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて』（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7」に改める。

記4.（3）中「〔簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について』（平成

17年10月7日付け国地契第83号、国官技第137号、国営計第85号)に基づき手続を行う工事においては、同通知記4にかかわらず、10点から50点まで)」を削る。

記5.(7)の次に次のように加える。

- (8) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

記7.(1)に次のただし書を加える。

ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等(地域精通度・貢献度等を含む。）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

5. 「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号)の一部改正

記1(3)の次に次のように加える。

- (4) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であ

るかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(1)中「調査基準価格」とあるのは「入札者の申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づき算出される価格」と、「予定価格の積算内訳」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格の積算内訳」と読み替えて、(1)に定める基準に該当するかどうかを判別する。

6. 「総合評価落札方式における手続きの簡素化について」（平成20年4月1日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号）の一部改正  
本文を次のように改める。

総合評価落札方式における手続きの簡素化を図るため、下記の措置を講じることとするので、遺漏なきよう措置されたい。

記1. 中「国土交通省直轄工事における品質確保ガイドラインについて」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）の別添「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」3-3(2)」を「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-2-3(1)」に、「標準型」を「技術提案評価型S型総合評価落札方式」に改める。

7. 「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成21年8月3日付け国地契第13-2号、国官技第86-4号、国営計第45-2号）の一部改正  
本文に後段として次のように加える。

なお、本通達に定める総合評価落札方式については、当面の間、平成22年度以降も試行を継続するものとする。

記1(1)中「高度技術提案型総合評価方式を適用する工事及び「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号）の対象工事」を「「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）の対象工事又は技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事」に改める。

記2中「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）の別添中3-4」を「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイ

ドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7」に改め、同2に後段として次のように加える。

また、下請企業等の評価については、企業の能力等における「地域精通度・貢献度等」の中で評価することとするが、元請企業の評価とのバランスに留意することとする。

8. 「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」(平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号)の一部改正

記1中「高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除いたもの」を「技術提案評価型S型総合評価落札方式を適用する工事」に改める。

#### 附 則

1. この通知は、平成25年3月26日より施行する。
2. 「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成17年10月7日付け国地契第83号、国官技137号、国営計第85号)及び「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」(平成18年4月18日付け国地契第6号、国官技第13号、国営計第12号)は本通知の施行日をもって廃止する。